

京都市上下水道局告示第52号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年1月31日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都府宇治市槇島町十六44番地の1  
テイネン株式会社  
代表取締役 中村 博兆

2 変更事項

(1) (商号の変更)

京滋帝燃株式会社 から ティネン株式会社 に変更

(2) (営業所所在地の変更)

京都府宇治市槇島町十一49番地の2 から  
京都府宇治市槇島町十六44番地の1 に変更

(上下水道局下水道部管理課)